

2019年11月25日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

日本私立学校教職員組合

中央執行委員長 村田 茂

ゆたかな私学教育を求める私学助成に関する要請書

日頃より教育の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

私立学校に在籍する幼児・児童・生徒・学生の割合は、幼稚園で約84.1%、高等学校で約32.2%、専修学校で約96.1%、短期大学で約94.8%、大学では約73.7%にも及びます。このように、公教育の重要な一翼を担う私学の経営を健全化させ私学教育をいっそう充実させるために、私学助成は欠くことができないものでありその拡充は国の責務です。経常費補助金は私立学校の基盤的財源になっていることは周知の事実であり、この補助単価の引き上げも必要です。

また、高等学校（通信制を含む）への進学率は約98.8%で、小中学校と同様に高校も事実上「義務化」の様相を呈しています。2010年度から、教育を社会全体で支えるという政策として、公立高校授業料無償化および就学支援金制度が実施されました。子どもを私学に通わせる保護者の負担軽減という点では、たいへん大きく評価されましたが、2014年度からの新就学支援金制度は所得要件に応じた支給となりました。国公私立を問わず、授業料等の早期無償化が望まれます。

政府は2017年12月8日に、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、その第4項目で「私立高等学校の授業料の実質無償化」として、就学支援金の増額および支給要件を緩和することを掲げました。また、2019年第198通常国会では「改正子ども・子育て支援法」が成立し、さらに「大学等における修学の支援に関する法律」も可決成立しました。これにより高等教育における授業料減免および給付型奨学金制度が拡充されます。しかし、授業料減免の適用条件として、学生には厳しい学習状況の要件、大学等には運営や教学に関わる要件があり、「経済的事情によらない教育の機会を保障すること」をめざした施策であるとはいえません。

私学教育に特段のご理解をいただき、私学教育の重要性にかんがみ、下記事項の処置を講じられるよう要請致します。

記

1. 幼稚園から大学までの教育条件の維持向上及び学費負担の軽減に資するため、経常費助成等補助金をはじめとする私学助成費を拡充すること。
2. 私立高校等の生徒について、就学支援金制度を拡充すること。
3. 就学支援金について、教育の機会均等を確保する観点から、支給限度額の撤廃や受給資格要件の緩和を図ること。
4. 私立大学経常費補助金(一般補助)の配分において導入した「教育の成果、アウトカムを反映した傾斜配分の仕組み」を廃止すること。
5. 大学の授業料が高額化しているなかで、負担軽減は不可欠であり、高等教育段階での第二子以降の授業料減免等の拡充を図ること。
6. すべての生徒および学生に対して、実効ある教育の機会均等を実現するため、育英奨学制度の拡充を図ること。育英奨学事業は、給付型を原則とし、無利息貸与型はその補完措置として、これらの充実改善を図ること。
7. 給付型奨学金について、支給対象を拡大するとともに、個人要件・機関要件の見直しを図るなど、制度の改善を行うこと。
8. 部活動指導員を雇用する経費を補助対象とすること。
9. 障がい者関連法をふまえ、障がいのある児童・生徒の受入に係る人的措置を含む環境整備を図ること。
10. 設備の耐震に係る事業(耐震改築等)を来年度以降も継続すること。また、非構造部分の耐震化についても補助を継続すること。
11. 過疎地域の私立高校に対する過疎高等学校特別経費の継続と拡充および小規模校への助成の拡充を図ること。
12. 私立幼稚園における、少人数編成を推進させるための補助の拡充を図ること。

以上